

男鹿市週休2日制工事に関する運用

男鹿市週休2日制工事实施要綱（以下「要綱」という。）における、本市の運用を次のとおり定める。

要綱第2条関係（定義）

- 1 要綱第2条（2）の「作業」には、「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

＜現場閉所困難工事の例＞

- ・道路、河川等の公共性がある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇）に作業が必要な工事（通年維持工事等）
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等）

- 2 要綱第2条（3）の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。

- ① 工事製作がある場合は、本工事の工事製作のみが行われている期間
- ② 工事全体を一時中止している期間
- ③ 施工計画書で定めた夏期休暇3日間、年末年始休暇6日間
- ④ 余裕期間設定工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

要綱第3条関係（休日）

- 1 現場閉所の確認方法

発注者は、受注者に対し、様式1-1「履行報告書」に様式1-2「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

完全週休2日（土日）において、対象期間の最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、完全週休2日（土日）を達成したものとみなす。

なお、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し改善に取り組むものとする。

- 2 交替制の確認方法

発注者は、受注者に対し、様式3-1「履行報告書」に別紙3-2「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

完全週休2日交替制において、対象期間の最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、完全週休2日交替制を達成したものとみなす。

なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

要綱第4条関係（対象工事及び発注方式）

- 1 発注者は、全ての工事を対象に、完全週休2日（土日）工事により発注することを原則とする。

- （1）完全週休2日（土日）

受注者が、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日は必須）

- 2 現場閉所困難工事については、完全週休2日交替制による取組ができるものとする。

- （1）完全週休2日交替制

受注者が、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制の取組について工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日交替制は必須）

- 3 発注者は、特記仕様書及び現場説明書（条件明示書）に、週休2日制工事であることを明示するものとし、記載内容は発注工種により秋田県週休2日制工事に関する各部運用に準じるものとする。

- 4 農業農村整備工事において、要綱第4条第1項の「週休2日に適さない」は下記の例を想定している。

①災害復旧工事

②製作・備付工事等の現場施工が4週間未満の工事

- 5 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制及び交替制工事の現場が被災した場合など、週休2日及び交替制を実施することが困難又は不適切であると所属課長が判断した場合とする。

要綱第5条関係（工事成績評定）

- 1 要綱第5条の「工程表」とは、施工計画書に添付の計画工程表のことである。
なお、発注者は、施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休2日不履行の判断を行うものとする。
- 2 要綱第5条の【完全週休2日（土日）評価対象項目】「②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。」について、要綱第3条第1項に基づき休日作業日及び振替休日を監督員に届け出ている場合は、②の対象に含めるものとする。また、要綱第5条の③についても同様とする。
- 3 要綱第5条の【完全週休2日交替制評価対象項目】「②施工計画書に定めた基本方針のとおり、休日の確保を行っている。」について、「施工計画書に定めた基本方針」とは、交替制による休日確保のためのルール・仕組みを計画するものであり、対象者や交替勤務のルール、情報共有の方法などを明記したものである。また、③についても同様とする。

要綱第6条関係（工期変更）

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第7条関係（工事費の積算）

- 1 土木工事における積算は、「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に準じるものとし、以下のとおりとする。
 - (1) 完全週休2日（土日）
当初予定価格は完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。
なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成のもの又は、完全週休2日（土日）の取組を希望しないもの（完全週休2日（土日）に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、月単位の週休2日の補正係数に変更し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。
 - (2) 完全週休2日交替制
当初予定価格は完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。
なお、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成のもの又は、完全週休2日交替制の取組を希望しないもの（完全週休2日交替制に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休2日交替制が未達成のものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。
 - (3) 直接工事費等の補正係数は「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に準じるものとする。「別表1」による。
- 2 営繕工事における工事費の積算は、「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」に準じるものとし、次のとおりとする。
 - (1) 発注者指定型
当初予定価格は月別4週8休を達成した場合の補正係数を労務費に乘じて、予定価格のもととなる工事費を積算する。

なお、現場閉所の達成状況が月別4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を変更し、契約書第24条の規定に基づく請負代金金額の変更を行うものとする。

(2) 工事費の積算に用いる単価の補正方法等は「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」に準じるものとする。

3 農業農村整備工事における工事費の積算は、「秋田県週休2日制工事に関する」に準じるものとし、次のとおりとする。

(1) 発注者指定型（現場閉所による週休2日）

工事発注時より、現場閉所による週単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を労務費、間接工事費（共通仮設費、現場管理費）に乘じるものとする。

なお、工事完成直前において、現場閉所の達成状況を確認後、現場閉所による週単位の週休2日が未達成で、月単位の週休2日のみを達成している場合は、各経費の補正を行い減額変更するものとする。

また、現場閉所による週単位及び月単位の週休2日が未達成で、通期の週休2日を達成した場合は、各経費の補正を行わずに減額変更するものとする。

(2) 補正係数は「秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備運用」に準じるものとする。

4 森林整備工事における工事費の積算は、「秋田県週休2日制工事に関する森林整備運用」に準じるものとし、次のとおりとする。

(1) 完全週休2日（土日）

当初予定価格は、完全週休2日（土日）の取組の達成を前提とし、月単位の4週8休以上の補正係数を各経費に乘じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は、達成状況に応じた補正係数に見直しを行うものとする。

(2) 完全週休2日交替制

当初予定価格は、完全週休2日交替制の取組の達成を前提とし、月単位の4週8休以上（交替制）の補正係数を各経費に乘じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休以上（交替制）に満たない場合は、達成状況に応じた補正係数に見直しを行うものとする。

(3) 補正係数、補正の際の端数処理については、「秋田県週休2日制工事に関する森林整備運用」に準じるものとする。

5 港湾工事における工事費の積算は、「秋田県週休2日制工事に関する港湾空港課運用」に準じるものとし、次のとおりとする。

(1) 発注者指定型

当初予定価格は月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、その補正係数を除いた変更とし、契約書第24条の規定に基づき請負代金金額を変更するものとする。

(2) 補正係数、補正の際の端数処理については、「秋田県週休2日制工事に関する港湾空港課運用」に準じるものとする。

要綱第8条関係（その他）

1 余裕を持った工期設定を行うこと。ただし、舗装工事（新設及び修繕・補修）については、「Ⅰ．秋田県土木工事共通仕様書参考資料の工程計画管理基準（案）による場合」により工期設定を行うこと。

2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、週休2日を考慮したものを受注者に提出させるものとする。

3 各種参考様式については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。

附 則

この運用は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の規定は、令和7年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。
- 3 この通知は、令和7年11月1日から施行する。
- 4 この通知による改正後の規定は、令和7年11月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。